規則

人事院総裁　川本　裕子

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則八―一八（採用試験）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年六月三十日

人事院規則八―一八―三〇

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
附　則 この規則は、平成二十四年二月一日から施行する。 （削る） （削る） **別表第一**　区分試験及び区分試験の対象となる官職（第四条関係） 採用試験の種類ごとの名称 / 区分試験 / 区分試験の対象となる官職 国家公務員採用総合職試験（院卒者試験） / （略） / （略） 人間科学 / 二　法第四十五条の二第一項第一号に規定する官職のうち、主として心理学、教育学、福祉及び社会学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職	**附　則** （施行期日） **第一条**　この規則は、平成二十四年二月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。 （経過措置） **第二条**　改正後の規則八―一八別表第三国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項第二号イの規定の適用については、当分の間、同号イ中「司法試験に合格したもの」とあるのは、「司法試験に合格したもの又は司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十八号）附則第十条の規定により同法附則第六条第二項に規定する新司法試験に合格した者とみなされた者」とする。 （令和二年度に実施する採用試験の特例） **第三条**　令和二年度に実施する採用試験に係る別表第二の規定の適用については、同表国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項中「専門試験（記述式）、政策課題討議試験」とあるのは「専門試験（記述式）」と、同表国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）の項中「専門試験（記述式）、政策論文試験」とあるのは「政策論文試験」とする。 **別表第一**　区分試験及び区分試験の対象となる官職（第四条関係） 採用試験の種類ごとの名称 / 区分試験 / 区分試験の対象となる官職 国家公務員採用総合職試験（院卒者試験） / （略） / （略） 人間科学 / 二　法第四十五条の二第一項第一号に規定する官職のうち、主として心理学、教育学、福祉及び社会学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職